

東京都アルコール健康障害対策推進計画 骨子案（構成）

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

第2章 アルコール健康障害等を巡る都の現状

- 1 飲酒の状況
- 2 アルコールによる健康障害等の状況

第3章 アルコール健康障害対策の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 取組の方向性
- 3 取組を進める上での視点

第4章 具体的な取組

- 1 教育の振興等
- 2 不適切な飲酒の誘引の防止
- 3 健康診断及び保健指導
- 4 アルコール健康障害に関する医療の充実等
- 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
- 6 相談支援等
- 7 社会復帰の支援
- 8 民間団体の活動に対する支援
- 9 人材の確保等
- 10 調査研究の推進

第5章 推進体制と進行管理

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

- ・我が国全体のアルコール消費量は減少傾向にあり、成人の飲酒習慣のある者及び未成年者の飲酒の割合も、全体として低下傾向
- ・しかし、多量に飲酒している者の割合は男女とも改善しておらず、一部の多量飲酒者が約7割のアルコールを消費している状況
- ・不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、本人の身体や精神の健康問題を生じさせるだけでなく、その家族や周囲の人々に深刻な影響を及ぼすほか、重大な社会問題を引き起こす危険性
- ・平成22年5月に開かれたWHO総会において「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」が採択され、アルコール関連問題を低減するための、国の行動として取り得る政策の選択肢が提示
- ・平成26年6月、アルコール健康障害対策基本法が施行
- ・平成28年5月、アルコール健康障害対策基本計画が策定
- ・都はこれまで、平成25年3月に策定した「東京都健康推進プラン21（第二次）」や平成30年3月に改定した「東京都保健医療計画」等に基づき、適正な飲酒に向けた普及啓発やアルコール依存症に関する相談支援等、アルコール健康障害に関する取組を実施してきたが、こうした取組をさらに推進するため、「東京都アルコール健康障害対策推進計画」を新たに策定

2 計画の位置づけ

- ・基本法第14条第1項に規定する「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として策定
- ・「東京都健康推進プラン21（第二次）」や「東京都保健医療計画」等との整合性を図った上で策定

3 計画期間

- ・平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5か年
（基本法第14条第3項において、都道府県計画については少なくとも5年ごとに検討を加えるよう努めなければならないとされている）

第2章 アルコール健康障害等を巡る都の現状

1 飲酒の状況

(1) 飲酒習慣のある人の状況

データ項目		平成24年	平成28年
飲酒習慣のある人の割合（20歳以上） （あなたは週に何日位お酒を飲みますかという問いに、毎日、週5～6日、週3～4日、週1～2、月に1～3日と回答した者の割合）	男性	70.9%	68.5%
	女性	46.5%	44.1%

資料：平成24年 健康に関する世論調査（東京都生活文化局）

平成28年 健康と保健医療に関する世論調査（東京都生活文化局）

(2) 生活習慣病のリスクを高める飲酒者の状況

データ項目		平成24年	平成28年
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合（20歳以上） （1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の人の割合）	男性	19.0%	18.9%
	女性	14.1%	15.4%

資料：平成24年 健康に関する世論調査（東京都生活文化局）

平成28年 健康と保健医療に関する世論調査（東京都生活文化局）

(3) 適切な1回当たりの飲酒量の認知度

データ項目		平成24年	平成28年
適切な1回当たりの飲酒量の認知度（20歳以上） （週に何日かお酒を飲む人のうち、適切だと思う1回当たりのお酒の量について、男性は2合（360ml）未満、女性は1合（180ml）未満と回答した人の割合）	男性	69.2%	63.1%
	女性	46.7%	38.5%

資料：平成24年 健康に関する世論調査（東京都生活文化局）

平成28年 健康と保健医療に関する世論調査（東京都生活文化局）

(4) 適切な飲酒量にするために工夫している人の割合

データ項目		平成24年	平成28年
適切な飲酒量にするため工夫している人の割合（20歳以上）	男性	20.1%	20.4%
	女性	25.5%	19.0%

資料：平成24年 健康に関する世論調査（東京都生活文化局）

平成28年 健康と保健医療に関する世論調査（東京都生活文化局）

2 アルコールによる健康障害等の状況

(1) 保健所の相談状況

(単位：件)

データ項目	地区	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保健所におけるアルコール関連相談件数 ※1	区部	2,145	1,428	1,374	1,674	1,905
	市町村部	1,906	1,892	1,843	1,854	2,142
	計	4,051	3,320	3,217	3,528	4,047

※1 区部については特別区保健所の合計数、市町村部については八王子市保健所、町田市保健所及び都保健所の合計数

資料：地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）

(2) 精神保健福祉センターの相談状況

(単位：件)

データ項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
精神保健福祉センターにおけるアルコール関連相談件数 ※2	2,110	2,157	2,092	2,005	2,210

※2 都立（総合）精神保健センターにおけるアルコール関連（ギャンブル等その他の嗜癖を含む）の相談件数

資料：東京都福祉保健局障害者施策推進部調べ

(3) アルコール依存症者の受療状況

(単位：人)

データ項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
アルコール依存症者による入院者数 ※3	703	722	788	801	773
アルコール依存症者による通院者数 ※4	3,876	4,163	4,192	4,793	4,761

※3 各年度6月30日時点での入院者数

※4 自立支援医療を受給して通院している者のうち、アルコール使用による精神及び行動の障害に分類されている者の人数

資料：入院者数 精神保健福祉資料（厚生労働省）

通院者数 東京都福祉保健局障害者施策推進部調べ

(4) 飲酒事故の状況

(単位：件)

データ項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
飲酒事故件数 ※5	205	191	158	202	174

※5 飲酒事故とは、原付以上の運転者が1当となった事故で、その者が飲酒していた場合をいう。

資料：警視庁調べ

第3章 アルコール健康障害対策の基本的な考え方

1 基本理念

- ・アルコール健康障害対策は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援することを目的に実施。その実施に当たっては、アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮を行うものとする

2 取組の方向性

(1) 正しい知識の普及、及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

- ・飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について、正しく理解した上で、お酒と付き合っていける社会をつくるための教育・啓発の推進及び不適切な飲酒の誘引を防止する取組を促進

(2) 誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくり

- ・アルコール関連問題の相談支援の場所を確保し、関係機関や自助グループ及び民間団体の連携により、適切な指導、相談、社会復帰の支援につなげる体制づくり

(3) 医療における質の向上と連携の促進

- ・アルコール依存症の治療のための専門医療機関を定めるとともに、一般医療機関と専門医療機関との連携を推進

(4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

- ・アルコール依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、アルコール依存症並びにその回復及び社会復帰について、都民の理解を促進

3 取組を進める上での視点

(1) アルコール健康障害の発生を予防

- ・適正な飲酒に関する正しい知識についての普及啓発を行い、将来にわたるアルコール健康障害の発生を防ぐ

【目標】

生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合の減少
（「東京都健康推進プラン21（第二次）」における目標に準拠）

(2) 相談、治療、回復支援の体制整備

- ・アルコール健康障害に関する相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備

【目標】

- アルコール健康障害に関する相談拠点を設定し、関係機関との連携体制を強化
- アルコール依存症に対する適切な医療を提供できる専門医療機関を選定

第4章 具体的な取組

1 教育の振興等

(1) 学校教育の推進等

- ・小・中・高等学校において、学習指導要領に基づき、飲酒が及ぼす健康への影響に関する理解を図る教育を推進
- ・自動車教習所で実施している飲酒運転防止に関するカリキュラムが確実に履行されるよう指導

(2) 職場教育の推進

- ・安全運転管理者講習等の各種講習を定期的実施し、飲酒運転の危険性等を分かりやすい説明により周知
- ・都営バスにおいて、乗務前のアルコール検知機を用いた検査や運行管理者による点呼時の目視確認を徹底

(3) 広報・啓発の推進

- ・飲酒が及ぼす健康への影響や生活習慣病のリスクを高める飲酒量など、適正な飲酒に関する正しい知識について普及啓発
- ・区市町村は妊婦健康診査や妊産婦への訪問指導の中で飲酒について指導を行っており、都は、健診等の確実な実施に向けた支援や、健診の受診等を促すための普及啓発を実施
- ・アルコール健康障害に関するリーフレットを活用し、アルコール健康障害に対する正しい知識の普及啓発
- ・精神保健福祉センターにおいて、アルコール等依存症について本人への適切な対応等を学ぶ家族教室や公開講座等を実施
- ・「健康経営アドバイザー」が都内の中小企業を訪問し、飲酒が及ぼす健康への影響など、適正な飲酒に関する正しい知識について、普及啓発

- ・アルコール関連問題啓発週間等の機会を通じた啓発の推進
- ・飲酒運転防止について、ポスターやチラシの配布、CM作成、ラッピング広告等により広く都民に対して働きかけ
- ・飲酒運転させないTOKYOキャンペーンなど各種キャンペーンやイベントにおいて、飲酒運転の危険性や悪質性を広報啓発
- ・ハンドルキーパー運動の周知徹底とポスターやチラシなどにより酒類を提供する店舗などに対して、飲酒運転根絶に向けた理解と協力の働きかけ

2 不適切な飲酒の誘引の防止

- ・少年の飲酒行為に対する補導の実施、コンビニエンスストアやカラオケ店関係団体に対する年齢確認徹底の働きかけ、教育機関等との連携による広報啓発活動により、未成年者に飲酒をさせない取組を推進
- ・風俗営業等を営む者に対し、管理者講習等を通じ、年齢確認の実施を周知徹底するほか、未成年者への酒類提供等については、指導、取締りを引き続き推進

3 健康診断及び保健指導

- ・医療保険者が行う特定健康診査・特定保健指導に従事する者を対象に、適正な飲酒の支援のための正しい知識や技術を習得できるように、研修を実施

4 アルコール健康障害に関する医療の充実等

(1) アルコール依存症の専門医療機関の指定

- ・アルコール依存症に対する適切な医療を提供できる専門医療機関を1箇所以上定め、そのうち、都全域の核となる治療拠点を選定

(2) 一般医療と専門医療の連携

- ・かかりつけ医やアルコール依存症の治療を実施していない精神科医療機関等と専門医療機関との連携を強化

(3) 医療従事者等の人材育成

- ・アルコール健康障害を有する者やその家族等に相談支援を行う者を対象とした研修を精神保健福祉センターで実施するとともに、治療拠点等と連携し、医療機関向けの専門的な研修の実施について検討

5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

(1) 飲酒運転をした者に対する指導等

- ・飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、アルコール・スクリ

ーニングテストを実施するとともに、アルコール依存症の治療を行う医療機関を周知

(2) 暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する取組

・当事者にアルコール依存症等の疑いがある場合には、必要に応じて、地域の関係機関が連携し、各種支援につなぐための取組を推進

6 相談支援等

- ・地域におけるアルコール健康障害等に関する相談窓口である保健所において、当事者・家族等への支援を実施
- ・アルコール健康障害に関する相談拠点として、精神保健福祉センターを明確に位置づけ、依存症専門の相談員による電話及び面接相談を実施
- ・精神保健福祉センターにおいて、地域における相談支援従事者に対する研修を実施するほか、関係機関が主催する講演会や研修会、事例検討会等に専門職を派遣するなど支援
- ・地域における医療機関、行政、自助グループ等の関係機関の役割を明確にし、適切な相談や治療、回復支援にまでつなげる連携体制を強化

7 社会復帰の支援

(1) 就労及び復職の支援

- ・アルコール依存症は、治療や回復に向けた支援を行うことによって回復できる病気であり、社会復帰が可能であることを都民や企業等に普及啓発
- ・アルコール依存症の疾患の特性や対応方法等についての知識の普及や職場における理解促進

(2) アルコール依存症からの回復支援

- ・精神保健福祉センターにおいて、アルコール依存症患者に対する回復支援の専門プログラムを実施するとともに、当事者等が地域における支援機関等を活用できるよう、医療機関や自助グループなどの地域の社会資源について情報提供

8 民間団体の活動に対する支援

- ・精神保健福祉センターにおいて、自助グループが実施する講演会等に講師を派遣するなどの連携を図り、組織育成に努める
- ・区市町村による自助グループとの連携・協力内容等を把握し、活動内容とともに広く都民に情報提供
- ・精神保健福祉センターが主催する依存症研修会等の機会を活用し、自助グル

ープ等の役割を啓発するなど、当事者や家族が自助グループにつながりやすい仕組みづくり

・アルコール依存症の専門医療機関等と自助グループ等の民間団体との連携が進むよう必要な支援を検討

9 人材の確保等

・区市町村、保健所、医療保険者等において健康づくりの指導的役割を担う職員を対象に実施する研修の中で、飲酒が及ぼす健康への影響について理解を深める

・アルコール健康障害を有する者やその家族等に相談支援を行う者を対象とした研修を精神保健福祉センターで実施するとともに、治療拠点等と連携し、一般診療科医療機関向けの専門的な研修の実施について検討

・精神保健福祉センターにおいて、地域における相談支援従事者に対する研修を実施するほか、関係機関が主催する講演会や研修会、事例検討会等に専門職を派遣するなど支援

・精神保健福祉センターにおいて、自助グループが実施する講演会等に講師を派遣するなどの連携を図り、組織育成に努める

10 調査研究の推進

・定期的にも実施する調査や各種計画の改定時に実施する調査等を通じて現状等を把握

第5章 推進体制と進行管理

・関係部署において必要な連絡・調整を行うとともに、区市町村や関係機関等と連携して取組を推進

・取組状況を適宜把握するとともに、必要に応じて関係団体等で構成する会議を開催し、取組状況の共有や意見交換を行うなど、継続的な取組を実施